

岩手県告示第347号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許の狩猟免許試験を次のとおり行う。

令和2年5月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 試験の日時及び場所

日 時	場 所	備 考
令和2年7月11日(土)午後2時30分から	奥州市 水沢地区センター	
令和2年7月12日(日)午前9時から	奥州市 水沢地区センター	
令和2年9月13日(日)午前9時から	下閉伊郡山田町 山田町中央公民館	わな猟及び第一種銃猟免許に限る。
令和2年12月13日(日)午前9時から	紫波郡矢巾町 矢巾町公民館	

2 受験資格 県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者で、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条に該当しないもの

3 受験手続 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年岩手県規則第25号）第12条の狩猟免許申請書を試験の日の16日前までに所管広域振興局の保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センターに提出すること。

4 その他

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により試験を中止若しくは延期又は場所を変更する場合は、その旨告示すること。

(2) 詳細については、岩手県環境生活部自然保護課又は最寄りの広域振興局の保健福祉環境部若しくは保健福祉環境部保健福祉環境センターに問い合わせること。